

ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会の意見

- 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染に関する健康被害に係る緊急措置事業については、継続することが必要である。
- 医療手帳交付者のうち、小児期にD P A Aにばく露され、精神遅滞が継続している者については、より綿密な病態やその経過の把握等が必要である。

(理由)

- ・ D P A Aの人体に及ぼす影響について、症候及び病態の解明に向けた進展はみられるものの、さらなる経過の観察によらなければ未解明な点も多く、引き続き調査研究が必要である。
- ・ 本事業の対象者のうち、小児期にD P A A曝露を受けた者の中に、汚染井戸水の飲用中止後も精神遅滞が継続している者が認められる。
- ・ 本事業の対象者の慢性的な症候及び病態について把握する必要がある。
- ・ 本事業の対象者は健康に対する不安を有しており、事業の継続を希望している。